

大府センターの職場における新型コロナウイルス感染症対策について

認知症介護研究・研修大府センター

この対策は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(R2.5.14 労働基準局長)等の関係通知を踏まえ、認知症介護研究・研修大府センターの職場における新型コロナウイルス感染症対策(以下「感染対策」という。)について基本的事項を定め、感染防止対策を徹底するとともに、職員の感染が疑われる場合等の対応を明確にすることにより職場内への感染を回避し、もって職員の健康管理の強化と事業の安全な推進を図るものとします。

1. 基本的な考え方

- ・ 感染対策については、職場の管理面と職員の行動面の両サイドから取り組むものとし、勤務時においては、後述する「基本的感染対策」を徹底することを基本とし、職員個人は生活面においても感染対策に留意するものとします。
- ・ 本対策は、①業務運営にかかる対策、②私生活において職員本人のとりべき行動、③感染が疑われる場合等の対応の三つの観点から構築しています。
- ・ 研修・講演時等における対策については、別に定めます。
- ・ 緊急時には、仁至会本部との連携を密にして対応するものとします。

2. 業務運営にかかる対策

(1) 勤務関係

- ・ 職場への出勤は、状況に応じ、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要な場合でもローテーション勤務等を検討する。この実施に当たっては、別に定める「特例勤務体制」によるものとします。
- ・ 通勤については、自動車通勤を基本として、公共交通機関利用の場合には時差出勤を推奨し、人との接触を低減するように努めます。
- ・ 出張・外勤については、地域の感染状況により可否を判断することとし、実施する場合には、移動時・出張先等での基本的感染対策に留意します。
- ・ 外部会議は、できる限りオンラインで行うものとし、集合で行う場合には、基本的感染対策に留意します。
- ・ 内部会議は、できる限り広い研修室等で実施し基本的感染対策に留意します。

(2) 具体策関係

- ・ 「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(R2.5.14 労働基準局長)の別添5「職場における新型コロナウイルス感染症の

拡大を防止するためのチェックリスト」を参考にして対応します。

- ・ 職場においては、「基本的感染対策」として、感染防止のための三つの基本(人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生)を徹底するとともに、「三つの密」(密閉空間(換気が悪い)、密集場所(多くの人々が密集)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話))を回避するように努めます。
- ・ センター出入り口、各執務室、研修室に手指消毒液を設置するものとし、複数の方が触る箇所・備品等については、こまめに消毒を行います。
(ドアノブ、電気スイッチ、エレベーターボタン、電話、テーブル・椅子など)
- ・ 昼食時・休憩時においては、特に手洗いや会話に注意します。
- ・ トイレのエアードライヤーは利用中止とし、ペーパータオル等で対応します。
- ・ 清掃、ごみの収集等についても感染対策に留意します。
- ・ 外来者に対しても、職員と同様の基本的感染対策を求めます。

3. 私生活において職員本人のとるべき行動

一人ひとりが、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」で示された実践例を参考にした生活や行動を心掛けます。

- ・ 基本的感染対策を励行し、各自、毎朝の体温測定や健康チェックを行い、発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養とし、速やかに上司に状況報告するものとします。
- ・ 買い物、娯楽・スポーツ・イベント、公共交通機関利用、飲食時など、さまざまな場面において感染対策に心掛けます。
- ・ 地域の感染状況に注意し、移動にも留意します。

4. 感染が疑われる場合等の対応 (別紙)

感染の「疑い」の段階においては、職員は、まず上司への報告と万が一に備えて自宅待機することを基本とします。管理者は、状況把握と併せて保健所等の指示を確認しながら、センター内の関係者で情報共有を図り、必要な対策を講じます。

(1)職員に感染を疑わせる発熱等の症状が出た場合

- ・ 速やかに上司へ報告、自宅待機します。勤務中に体調が悪くなった場合も、健康管理医等と相談し、状況に応じ直ちに帰宅します。
- ・ 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合には、上司に報告したうえで出勤可能とします。

(2)職員の感染(陽性)が確定した場合

- ・ PCR検査を実施することが決定した段階で直ちに上司に報告し、その結果が出た場合も直ちに上司に報告するものとします。
- ・ 保健所の指示に従う(法的入院・就業制限等、類似症状と診断された場合を含む)こととなり、保健所による職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者が決

定され自宅待機となります。

- ・ 保健所との窓口は事務部長とし、保健所の指示を受けて、当該職員の行動範囲を踏まえ勤務場所を消毒します。
 - ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定され漏れることがないように、個人情報管理を徹底します。なお、情報は最低限の者に限るものとします。
 - ・ 保健所より退院及び就業可能の許可が出てから出勤可能となります。
- ※業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

(3)職員が感染者と接触した場合

(職場で濃厚接触者と決定した場合や、自分が行った場所で感染者が出たことが分かった場合など)

- ・ 報道等で判明した場合は、直ちに上司に連絡し、他者との接触を避け自宅待機のうえで保健所へ連絡しその指示に従うとともに、その指示事項を上司連絡します。
- ・ 判明した日から14日間の自宅待機となりますが、この間は在宅勤務を基本とします。
- ・ 体温測定を毎日実施し、体調とともに保健所所定の用紙に記録します。

(4)職員が濃厚接触者と接触した場合

- ・ 保健所に相談します。
- ・ 直ちに上司に連絡し自宅待機します。この場合、前記(3)に準じ在宅勤務を基本とし、その後の経過観察により対応を判断します。

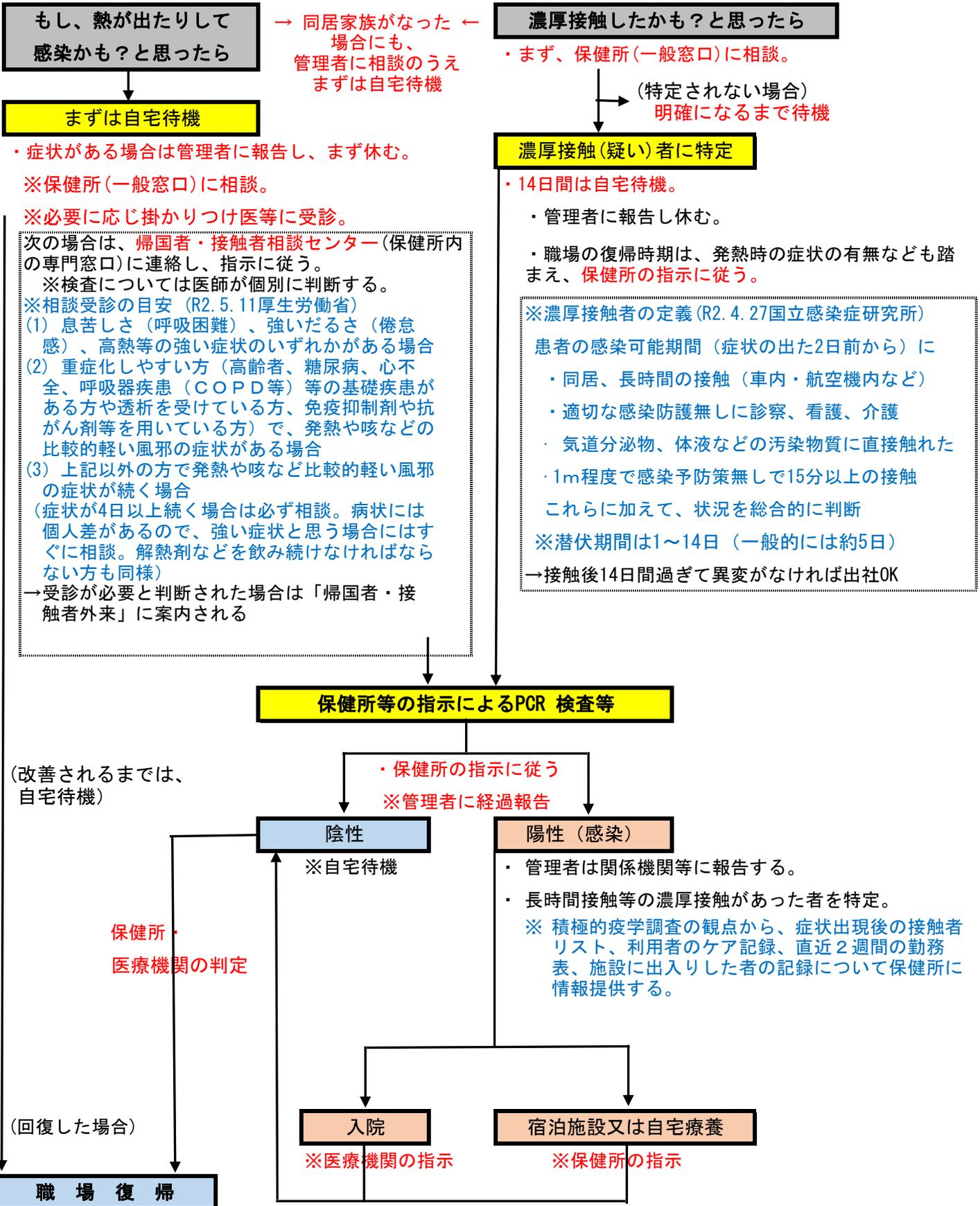
(5)同居家族等に濃厚接触者の疑い等がある場合

- ・ 前期(4)に準じて対応することとします。
- ・ 自宅でも感染予防措置を徹底します。

※ 参照資料

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (R2. 3. 28(5. 25 変更) 対策本部)
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について (R2. 5. 14 労働基準局長)
 - 別添5「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
 - 別添6「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)」
- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」(R2. 5. 7 厚生労働省)
- ・ 愛知県ホームページ
- ・ 全国老人福祉施設協議会ホームページ

職員の新型コロナウイルス感染症にかかる感染疑い対応フロー



※家族構成(高齢者や基礎疾患を有する者等との同居)等を確認した上で、高齢者や基礎疾患を有する者等への家族内感染のおそれがある場合には、入院措置となる場合がある。

・自宅療養となった場合、家族内感染を防止する趣旨から家庭での感染対策(※1)をとる。

※1 一般社団法人日本環境感染学会「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」参照